令和5年度 第10回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
日時	令和5年8月29日(火) 午後5時30分~7時00分
場所	練馬区役所本庁舎5階 庁議室
出席者	(委員22名)
	市川会長、岩月委員、江幡委員、腰髙委員、嶋村委員、関委員、髙橋委員、竹中委員、
	横山委員、大羽委員、関口委員、岩瀬委員、松田委員、福島委員、髙原委員、中村委員、
	加藤(雄)委員、長谷川委員、永沼委員、齋藤委員、加藤(均)委員、青木委員
	(区幹事6名)
	高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長、
	生活福祉課長
傍聴者	2名
議題	(1) 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について
	①検討結果報告書について(練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密
	着型サービス運営委員会)
	②答申(たたき台)について
	③今後の検討スケジュールについて
資料	1 次 第
	2 委員名簿および座席表
	3 資料1 地域包括支援センターおよび地域密着型サービスに係る検討課題
	検討結果報告書
	4 資料2 生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの役割について
	5 資料3 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた答申
	(たたき台)
	6 資料4 今後の検討スケジュール(予定)
	1 介護保険状況報告

1 開会

【会長】

ただ今より、第10回練馬区介護保険運営協議会を開催します。委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料の確認を事務局からお願いします。

【事務局】

<出席状況、傍聴者の状況の報告、配付資料の確認>

2 議題

【会長】

それでは、次第に従いまして、議題入ります。議題(1)「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画(以下「第9期計画」という。)の検討について」、①から③までを一括して説明をお願 いします。資料1および資料2を高齢者支援課長から、資料3および資料4を高齢社会対策課長から お願いします。

【高齢者支援課長】

<資料1 「地域包括支援センターおよび地域密着型サービスに係る検討課題 検討結果報告書」 資料2 「生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの役割について」の説明>

【高齢社会対策課長】

<資料3 「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた答申(たたき台)」 資料4 「今後の検討スケジュール(予定)」の説明>

【会長】

資料ごとにご意見を伺います。 資料1について、ご意見はありますか。

【委員】

地域包括支援センターが 25 か所から 27 か所に増えたことにより、各センターが担当する高齢者数に変化はあったのでしょうか。

【高齢者支援課長】

区の高齢者人口は現在約16.2万人です。27か所となったことで1か所当たりの担当する高齢者数は 平均で約6,000人となり、以前よりきめ細かく対応できるようになりました。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

資料1と資料3の関係性を教えてください。

【高齢社会対策課長】

資料1は、地域包括支援センターおよび地域密着型サービスの運営に関する事項について「練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会」の検討結果をまとめた報告書です。資料1を踏まえ、資料3の答申(たたき台)を作成したとご理解ください。

【会長】

資料2について、ご意見はありますか。

【委員】

生活支援コーディネーターとして配置する職員は、どのような方を想定しているのでしょうか。

【高齢者支援課長】

相談支援の経験や社会福祉士等の資格を持つ専門性の高い人材を配置する予定です。また、生活支援コーディネーターとしてのスキルアップを図るため、研修や情報交換会等を実施することを検討しています。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターについて、民生・児童委員との関わりについて教えてください。

【高齢者支援課長】

生活支援コーディネーターについては、民生・児童委員との関係作りも重要と考えているので、毎 月開催されている地区民生児童委員協議会に参加し、情報共有することを検討しています。

【生活福祉課長】

地域福祉コーディネーターについては、既に地区民生児童委員協議会に参加して情報共有を行っています。生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターは、役割の重なる点が出てくるかと思いますが、役割分担や連携について議論をしながら、手厚く重層的にコーディネーター業務を実施していきたいと考えています。

【会長】

資料3について、ご意見はありますか。

【委員】

2点あります。

1点目、7ページ2(4)について、日常生活圏域をきめ細かいエリアへと見直しつつ、団体間のつながりを継続・発展できるよう、これまでの4地区を日常生活圏域の上位の階層として位置づけるべきとあります。上位階層となる4地区を単位とした具体的な取組について教えてください。

2点目、19ページ2(5)~(9)のケアマネジャー不足について、記載の取組だけで人材の供給 が満たされるのか疑問を持っています。前回の協議会で他の委員から事務作業補助制度の提案があり ましたが、何か練馬区独自の新たな取組を進めていかなければ、構造的なケアマネジャー不足は解決 できないのではないかと感じています。

【高齢者支援課長】

1点目についてです。現在4地区ごとに定期的に開催している、地域包括支援センターの情報交換の場である「圏域連絡会」については、日常生活圏域の見直し後も引き続き実施する予定です。また、各地域包括支援センターが開催する地域ケアセンター会議で把握された地域課題を圏域単位で協議し解決を目指す「地域ケア圏域会議」についても、4地区ごとに引き続き実施する予定です。こう

いった取組については、まだ検討段階にありますので、今後策定する計画素案でお示ししたいと考えています。

【介護保険課長】

2点目についてです。令和3年度の介護報酬改定により、事務職員の配置など事務の効率化を要件に、報酬の逓減制の適用がケアマネジャー1人当たり取扱件数40件以上から45件以上に緩和されたところです。また、居宅介護事業所と居宅サービス事業所間で毎月行われるケアプラン等のやり取りにおける業務負担軽減に寄与するケアプランデータ連携システムが本年4月より本格運用を開始されたところです。国の施策を地域の事業者が活用できるよう情報提供の方法を工夫していくことが重要だと考えます。

【会長】

地域包括支援センター単位では、個別的な対応が難しい事案もありますので、手厚いケアのためにも従来の4地区で議論するというのは、一つのやり方だと思います。ケアマネジャー不足について、率直に私の意見を申しますと、人材の供給が満たされるのかどうかというのは不安があるところですが、やれることをやっていこうということで、資料3に書かれていることをやって、さらに、どういう可能性があるかを議論するとお考えていただければと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

報酬の逓減制が緩和されても、取扱件数が増えるので、ケアマネジャーが忙しい状況は変らないことは補足させていただきます。

練馬区介護サービス事業者連絡協議会からの区への提案事項として、電子申請の充実化の推進を提案させていただいています。その他にも、ケアプランデータ連携システムの導入に係る補助、法定研修費用助成の充実、他市で実施している介護支援専門員処遇改善事業補助金の交付など、金銭的なことで言えばさらに要望したいことは多々ありますが、まずは区と一緒にやっていけることを本協議会とは別の会議でも意見交換している現状をご報告させていただきます。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

3点あります。

1点目、ケアマネジャー不足という言葉だと、居宅支援介護事業所のケアマネジャーのことを指していると捉えられると思います。施設のケアマネジャーも含め全体として介護支援専門員が不足しているということをご認識いただきたいと思います。

2点目、施策4の取組別の提言の中に小規模多機能型居宅介護の言葉が入っていません。取組別の 提言2「在宅療養ネットワークと医療体提供制の充実」に小規模多機能型居宅介護の役割を想定した 位置づけをお願いしたいと思います。また、小規模多機能型居宅介護の整備数は23区内で最多となっていますが、既存の整備事業者に対する支援の充実を今後図っていただきたいと思います。

3点目、介護支援専門員の不足数について、今後、在宅や施設において何名ぐらい足らなくなるの

か、データを基に議論を進めていただきたいと思います。

【介護保険課長】

2点目の小規模多機能型居宅介護の役割については、むしろ認知症対応が強みです。看護師は配置されていますが、要支援から利用できるので、認知症対応の方での活用との整理が必要です。

既存の事業所の資質の向上は、サービスの充実のため必要であり、答申(案)に何らか記載すべき か検討させていただきます。

【地域医療課長】

委員のご提案は、13ページ2(2)の提言に関する意見であると思いますが、こちらに記載している内容は、練馬光が丘病院跡施設を活用した医療・介護の複合施設の整備についてまとめているものとなります。練馬光が丘病院跡施設に区内初の介護医療複合施設が入ることになり、その施設を着実に整備して、拠点として活用するという内容だということをご理解いただければと思います。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

ケアマネジャー不足については、ケアマネジャーとして働くことの魅力を発信していくことも重要 だと思います。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

18ページ1 (2)の介護従事者養成研修についてです。以前の協議会でも申し上げましたが、生活援助の仕事をしたいと意欲を持ってこの研修を修了したのに、仕事に結びつかず介護業界から離れてしまう方がたくさんいらっしゃいます。生活援助サービスについては、地域包括支援センターが窓口となり、訪問介護事業所に利用者を紹介しますが、そこにミスマッチが生じています。介護人材を底上げしていくために、原則、生活援助サービスについては、介護従事者養成研修の修了者が担うこととしていただきたい。その原則論がなければ、研修を受け資格を取ったけれど仕事がないという状況が変わっていかないと思います。介護の仕事をしたいという人が、何百人といるのに、大変もったいない状況にあるということご理解いただきたいと思います。

また、第8期計画の施策で介護人材がどのぐらい増えたか、第9期計画の施策でどのくらい確保したいのか、具体的な数字でお示しいただくよう検討いただきたいと思います。

【高齢社会対策課長】

介護従事者養成研修は、研修を修了された方が資格取得費用助成制度などを活用し、キャリアアップを目指すとともに、介護人材として定着いただく第一歩として、また介護人材のすそ野を広げるという意味でとても重要な研修だと考えています。仕事に結びついていないというご指摘については、

区としても課題と捉えていますので、引き続き検討させていただきたいと思います。

【高齢者支援課長】

区では、研修修了者が在籍している事業所をリスト化し、地域包括支援センターに対して活用いただくよう依頼をしているところです。一方で、地域包括支援センターは介護の事業所としての立場もあり、強制まではなかなかできないという面もございます。ただ、重要な課題としては認識しておりますので、今後どういった周知がさらに効果的なのか、引き続き検討させていただきたいと考えているところです。

【会長】

地域包括支援センターと訪問介護事業所、それぞれ意見があると思いますので、お互いで議論していくことが必要であると思います。

他にご意見はありますか。

【委員】

10ページ3「認知症高齢者本人や家族の思いを尊重して暮らせる地域づくり」について、練馬区ではコンビニエンスストアと連携した認知症の方への支援の取組がありましたが、ここに記載がない理由はあるのでしょうか。

【高齢者支援課長】

区では、コンビニエンスストアや宅配弁当事業者、ライフラインを提供する事業者等と連携して、 地域で認知症高齢者を見守る「見守りネットワーク事業」を実施しています。また、コンビニのイー トインスペースを利用して認知症の講座などを行う出張型街かどケアカフェは、コロナ禍で取組が一 時期途絶えていましたが、今後進めていきたいと考えています。

3 閉会

【会長】

次回日程等について、事務局よりお願いします。

【事務局】

<次回の開催予定の連絡>

【高齢施策担当部長】

本日も様々なご意見ありがとうございました。皆様のご協力のもと、答申のたたき台を形作られたことを大変嬉しく思っています。皆様のご意見をいただきながら、さらにブラッシュアップし、答申としてまとめさせていただきたいと思います。また、いただいた答申については第9期計画にしっかりと反映していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

【会長】

これをもちまして、第10回練馬区介護保険運営協議会を閉会します。

以上